

上程された「肥満税」 楽観視できない顛末と余波

× キシコのコーラ消費量はアメリカに次いで世界2位、1人当たりでは1日平均1本で世界1位です。メキシコ政府がコーラなど炭酸飲料への5%課税を開始したのは2007年でした。

日 本でも清涼飲料税が創設されたのは1926年（大正15年）で、その後物品税に吸収されて平成元年まで課税は続けられていました。

ア メリカでは2009年5月、上院の財政委員会は砂糖などを添加した高カロリーの炭酸果汁飲料への課税案「肥満税」を提案しました。

最 近のアメリカでの肥満への風当たりは強く、隣の席に体がはみ出すほど太っている乗客には2席分の航空キ

ットを買うことが求められるようです。炭酸果汁飲料の1人当たり摂取カロリーは1970年代後半に比べ約3倍に増加しており、肥満の元凶との見方をされております。

ア メリカの成人の3分の2は太りすぎて、肥満による直接的な医療費支出は900億ドルを超えるとされ、「肥満税」はオバマ大統領が進める医療システム改革の財源にする狙いと報じられています。

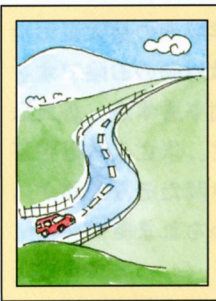
た だし、2008年12月にはニューヨーク州で高カロリー飲料に18%の州税を課す案が上程されたものの、飲料業界やニューヨーカーの強い反対にあい、撤回されたとのことなので、このたびの「肥満税」についても必ずしも楽観

視されていないようです。

日 本でも健康保険財政の持続可能性が心配されている折柄、メタボ対策費との関連がありそうなオバマ式「肥満税」の導入が検討されるようになるかも知れません。それに、日本の代表的国民飲料たる緑茶はビタミンCやカテキンなどを含み、抗酸化作用や生活習慣病の予防効果も高いので、世論も案外課税動向を支持するかも知れません。

平 成元年で廃止となった物品税での嗜好飲料品への最後の課税対象品は次のものでした。オバマ式「肥満税」が日本でも検討されるとしたら、これらが槍玉に上がるのではないでしょう。

- (1)果実水及び果実みつ
- (2)コーヒーシロップ及び紅茶シロップ
- (3)炭酸飲料
- (4)コーヒー、ココア、ウーロン茶ほか



この世のことは
どんなに些細なことでも
予断を許さない。

(ドイツの詩人
リルケ)

本年6月、租税特別措置法が改正され、追加経済対策として論議されていまして「交際費等の損金不算入制度」について、中小法人に係る定額控除限度額を四百万円から六百万円に引き上げ、本年4月以後に終了する事業年度から適用されることになりました。

これから暮れにかけて気忙しくなります。「銀杏が落ちたる後の風の音 汀女」
8日寒露、23日霜降。

10月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○ 9月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	13日	○ 9月分個人住民税特別徴収分の納付	
○ 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 (税務署長より)	15日		
○ 8月決算法人の確定申告	11月2日	○ 8月決算法人の確定申告	
○ 22年2月決算法人の中間(予定)申告	"	○ 22年2月決算法人の中間(予定)申告	
	"	○ 個人住民税の普通徴収第3期納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。